

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和八年九月四日

埼玉県収用委員会会長 山崎 祐史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和八年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

一般国道二百五十四号改築工事（和光富士見バイパス・埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋地内から同市大字上内間木字厩尻地内まで、同市大字宮戸字北井房地内及び志木市下宗岡二丁目地内）

四 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

1 土地の所在 埼玉県朝霞市大字上内間木字厩尻

地 番 五百六十五番一

地 目 登記簿 山林

現 況 雑種地

地 積 登記簿 二千九百四十九平方メートル

実 測 三千二百十九・五六平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 千四百九十二・四一平方メートル

2 土地の所在 埼玉県朝霞市大字上内間木字厩尻

地 番 五百六十五番三

地 目 登記簿 山林

現 況 雑種地

地 積 登記簿 四百九十五平方メートル

実 測 四百九十五・六二平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四百九十四・六八平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

須崎 達明

埼玉県朝霞市西原二丁目十一番八号

六 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利の種類

名 称	有限会社成瀬土建
所 在 地	埼玉県朝霞市溝沼二丁目三番十四号
権利の種類	賃借権
七	裁決手続の開始を決定した日
	令和八年八月二十六日